

電子文書法の概要と電子文書管理上の注意点とは？

経営効率のアップと情報漏洩・企業不正防止のための法整備

(2) 携帯を前提とする免許書などは例外とされています。

X法、電子文書法（e-文書法）などが成立しています。

A よって、私たちの仕事の仕方や日常生活の習慣までも変化してきました。一方で、企業に対応する不正アクセスや個人情報の漏洩、粉飾決算など、深刻な事態が発生しています。

私は流通業を営む者です。会社を興して一〇年が経っています。気がつくと、商品の在庫を保管している部屋のスペースは、税務や保険関係の書類で占有されてしまっています。最近、新しい法律ができ、パソコンやCD-ROMに保存することが許されるようになったと聞きました。法律の概要と、電子的に文書を保管する際の注意点について教えてください。

1

電子文書法とは、民間企業に細での
保存が義務づけられている財務や営業

保存が義務づけられていない書類や帳票の電子化による閲覧の書類・帳票を電子データによる保存、閲覧を認める法律のことです。つまり、電子化された文書を法律的に「紙の文書」と同様に扱うことと承認する法律です。これまで「紙の文書」の保存を要求してきた法律は二五〇以

上もあります。これらの法律をまとめ
て改正したものであり、この法律の及
ぶ範囲はとても広いものです。

電子文書法の概要

電子文書法の概要

(1) 通則法は、他の法律で紙による文書保存が義務づけられている場合、原則として、すべて電子データによる保存を認めています。紙による文書保存を義務づけている多くの現行法を、通則法によって一括改正したものです。もつとも、「緊急時に電子データを読めない」事態を防ぐため、安全のために船に備える手引書や、

とが可能となってしまいます。

ステートメント（個人情報取り扱い方針の通告）の作成のみで済ませてしまつた企業は、この際、実効性のある体制を構築しなければなりません。個々の職員あるいは入社立の生本認証など

の権利あるいは個人情報の管理体制によるデータへのアクセス制御や、個人を特定できることを前提にした正確なアクセスログの採取といった安全管理の構築が必要です。

これに対応して、多くのSC(?)法が制定されましたが、わが国でも内部統制システムの構築を義務づける法律が制定されました。電子文書法への対応は企業活動の基盤として、重要性が大きくなっています。業務の標準化とコンプライアンスの強化が必須課題となっています。

例えば、文書の電子化を進める場合、業務フローの見直しが必要になってしまいます。單なる文書のデジタル化を行うと、ファイル内容が不明であったり、本来、廃棄されるべき書類が残存していたりといった事態が生じてしまいます。経営システムの全体のフローを見直し再構築する中で、電子文書の管理体制を作っていく必要があります。